

K&L GATES

農林水産物・食品輸出アドバイザー

2026年1月 月次レポート

「米国向け輸出食品に関する  
最新の法規制動向」

Naoki Kawada / 川田直樹  
Partner / パートナー弁護士  
K&L Gates LLP  
10100 Santa Monica Boulevard, 8th Fl.  
Los Angeles, California 90067  
Phone: (310) 552-5005  
Mobile: (310) 503-9134  
Email: [Naoki.Kawada@klgates.com](mailto:Naoki.Kawada@klgates.com)  
Website: [www.klgates.com](http://www.klgates.com)

# 目次

1. 本月次レポートの概要
2. 「Product of USA」等の任意原産表示ルール
3. 海洋哺乳類保護法 (MMPA) 輸入規制
4. ISPM 15(木材梱包材)マークのハイフン要件
5. Lacey Act申告 (PPQ 505/505B)の電子化
6. ペルメトリン残留農薬基準改正
7. ピリオフェノン残留農薬基準改正
8. 塩素酸塩残留農薬基準改正
9. PDHP 68949 残留基準免除(全食品)
10. バージニア州 : Baby Food Protection Act
11. カリフォルニア州 : AB 1830
12. カリフォルニア州 : SB 1053
13. 海洋哺乳類保護法 (MMPA) 輸入規制の最終判断
14. FSMA 204 Food Traceability Rule (執行時期の変更)
15. 2025年11月の60日通知 (Prop 65) 内訳
16. 2025年12月の60日通知 (Prop 65) 内訳

参考資料・公式リンク / 免責

## 1. 本月次レポートの概要

- 本月次レポートでは、2026年1月に施行・運用開始 (又は適用開始) となった、日本から米国へ輸出される食品に関連する主な法規制動向をまとめています。
- また、本レポートでは、2025年11月および12月に公表された食品関連の「Prop 65 60日通知 (60-Day Notice)」の事例も取り上げ、最新の動向を共有しています。
- なお、本レポートは、2026年1月末時点で入手可能な公的情報および当方による現地調査結果に基づく一般的な情報提供を目的としたものであり、特定の事案に対する法律意見または法的助言を構成するものではありません。

## 2. 「Product of USA」等の任意原産表示ルール

**英文名：** Voluntary Labeling of FSIS Regulated Products with U.S. Origin Claims

**基本情報：** 食肉・家禽・加工卵製品に「Product of USA」等の米国原産主張を任意表示するための要件を定め、要件を満たす場合に限り当該表示を認める最終規則。

**所管：** USDA（米国農務省）／FSIS（食品安全検査局）

**運用開始日：** 2026年1月1日

**主な対象：** 食肉・家禽・加工卵製品（FSIS所管）／任意のU.S.-origin claims

**実務上のインパクト：**

- 「Product of USA」等のU.S.-origin claimsは、新ルールの要件を満たす場合に限定
- ラベル表示の根拠となるサプライチェーン記録の整備・提示が重要

**推奨対応策：**

- 該当SKUの表示棚卸（U.S.-origin claimsの有無）
- 原産主張の要件充足（出生/飼養/と畜・加工等）を証憑で裏付け
- ラベル差替え計画（在庫・印刷・バイヤー承認）

### 3. 海洋哺乳類保護法 (MMPA) 輸入規制

**英文名：** Implementation of Fish and Fish Product Import Provisions of the Marine Mammal Protection Act (MMPA)

**基本情報：** 海洋哺乳類の混獲抑制について米国制度と比較可能な規制を有しない漁業由来の魚・魚製品の輸入を制限し、対象品目には受入証明 (COA) の提出を求める制度。

**所管：** NOAA (米国海洋大気庁) / NMFS (米国海洋漁業局)

**運用開始日：** 2026年1月1日

**主な対象：** 外国漁業由来の魚・魚製品 (国×漁業×HTSコード等で判定)

**実務上のインパクト：**

- **comparability finding** を得られない漁業由来品は輸入禁止の対象になり得る
- 禁止対象と同一の国・HTSコードを共有する品目で、COA (Certification of Admissibility) 要件が発生

**推奨対応策：**

- 輸出品の漁獲国・漁業 (LOFF) と品目コードの突合
- 米側輸入者とCOA提出フロー (書式・署名・保管) を事前に構築
- 取引条件 (代替調達・港湾でのホールド対応) を見直し

## 4. ISPM 15(木材梱包材)マークのハイフン要件

**英文名：** Suspension of ISPM 15 Hyphen Requirement Ends; enforcement resumes

**基本情報：** 木材梱包材のISPM 15 処理マークの表示様式（国コードと施設コードの区切り等）に関する執行猶予が終了し、要件不適合の梱包材が取締り対象となる運用。

**所管：** USDA(米国農務省) / APHIS (動植物検査局) / CBP (米国税関・国境警備局)

**運用開始日：** 2026年1月1日(執行再開)

**主な対象：** 木製パレット・木箱等の WPM (ISPM 15マーク)

**実務上のインパクト：**

- 国コードと施設コード間の「ハイフン」欠落等、マーク書式不適合で差止め・再輸出等のリスク
- 2025年の一時的な執行猶予終了により、2026/1/1からハイフン要件の取締りが再開 (APHIS/CBP)

**推奨対応策：**

- 梱包材サプライヤーへマーク仕様を再周知（見本で確認）
- 出荷前/入荷時のWPM検品項目に「ハイフン」等を追加
- 不適合発生時の代替梱包・リワーク手順を整備

## 5. Lacey Act申告(PPQ 505/505B)の電子化

英文名： APHIS no longer accepts paper Lacey Act declarations

基本情報： 植物・木材製品等の違法伐採由来品の流通抑止を目的とするLacey Act輸入申告について、申告書の提出方法を電子申告に一本化する運用変更。

所管： USDA(米国農務省) / APHIS(動植物検査局) / CBP(米国税関・国境警備局)

運用開始日： 2026年1月1日

主な対象： 植物・木材製品等のLacey Act declaration 対象貨物

実務上のインパクト：

- PPQ 505/505B の紙提出が不可となり、ACE または LAWGS での電子申告が原則
- 学名・原産国等のデータ欠落が通関遅延の原因になり得る

推奨対応策：

- 米側輸入者の ACE/LAWGS 運用可否と役割分担を確認
- 輸出側で学名・原産国・採取国などのデータ提供体制を整備
- 対象判定 (HS・適用範囲) の再点検と社内手順更新

## 6. ペルメトリン残留農薬基準改正

**英文名：** Permethrin; Pesticide Tolerances (40 CFR Part 180)

**基本情報：** 殺虫剤であるペルメトリンについて、特定作物等の食品中許容残留基準値を設定・改正するEPA規則。

**所管：** EPA（米国環境保護庁）

**運用開始日：** 2026年1月14日

**主な対象：** ドラゴンフルーツ（pitaya）、コーン（field corn 15-22C／sweet corn 15-22D）、葉物野菜（leafy greens 4-16A: ルッコラ等）

**実務上のインパクト：**

- 対象作物で 最大残留基準値と許容残留基準値が新設 / 改正され、輸出口トの適合判断に影響
- 取引先仕様（検査項目・判定基準）の更新が必要になり得る

**推奨対応策：**

- 自社の対米輸出品目が対象かを確認
- 国内使用基準・残留試験計画を米国基準値と照合
- 必要に応じて COA / 検査頻度・検査項目を更新

## 7. ピリオフェノン残留農薬基準改正

**英文名：** Pyriofenone; Pesticide Tolerances (40 CFR Part 180)

**基本情報：** 殺菌剤であるピリオフェノンについて、特定作物等の食品中許容残留基準値を設定・改正するEPA規則。

**所管：** EPA（米国環境保護庁）

**運用開始日：** 2026年1月14日

**主な対象：** リンゴ、リンゴ湿潤搾りかす（wet pomace）、低木果実サブグループ13-07G（クランベリー除く）、サクランボサブグループ12-12A

**実務上のインパクト：**

- 対象作物で最大残留基準値と許容残留基準値が新設 / 改正され、輸出口トの適合判断に影響
- 米国側のサプライチェーン監査・検査要請が強まる可能性

**推奨対応策：**

- 対米輸出品目が対象かを確認
- 検査仕様書・取引仕様を更新
- 農薬使用記録・トレーサビリティと連動して証跡を整備

## 8. 塩素酸塩残留農薬基準改正

**英文名：** Chlorate; Exemption From the Requirement of a Pesticide Tolerance (40 CFR 180.1364)

**基本情報：** 塩素酸塩について、一定の条件の下で残留基準設定を不要とする免除の対象を作物群等で拡張するEPA規則。

**所管：** EPA（米国環境保護庁）

**運用開始日：** 2026年1月30日

**主な対象：** 根菜/いも類、たまねぎ類、果菜類、ウリ類、柑橘、仁果、核果、ベリー、木の実、穀類飼料、草類飼料、非草類飼料、食用きのこ、熱帯果実  
(Crop Group: 1, 3-07, 8-10, 9, 10-10, 11-10, 12-12, 13-07, 14-12, 16-22, 17, 18, 21, 23, 24)

**実務上のインパクト：**

- 対象作物群について、許容残留基準値設定が免除される
- 輸入時の残留基準適合の整理や、取引先仕様（検査項目・判定基準）の見直しが必要になる可能性

※免除は規則の条件に従う使用に限られる

**推奨対応策：**

- 自社の対米輸出作物が対象に含まれるか確認
- 米側輸入者・検査機関と、塩素酸塩の検査要否・判定基準・報告単位を再確認
- 関連書類（仕様書・分析項目・契約条件等）の更新

## 9. PDHP 68949 残留基準免除(全食品)

**英文名：** PDHP 68949; Exemption from the Requirement of a Tolerance (40 CFR Part 180)

**基本情報：** PDHP 68949について、食品中残留に関する許容残留基準値設定の免除を全食品に適用するEPA規則。

**所管：** EPA (米国環境保護庁)

**運用開始日：** 2026年1月30日

**主な対象：** PDHP 68949残留: 全食品 (all food commodities)

※ラベルおよび適正農業規範 (GAP) に従う使用が前提

**実務上のインパクト：**

- PDHP 68949残留について、許容残留基準値設定が免除される
- PDHP 68949を含む農薬 / 資材の使用・残留管理、および輸出口トの適合判断の整理に影響

**推奨対応策：**

- 自社サプライチェーンでPDHP 68949 (含有資材/農薬) の使用有無を確認
- 米側輸入者・検査機関と、検査項目・判定基準 (免除の扱い) を共有
- 必要に応じて仕様書・SDS等の書類整備

## 10. バージニア州 : Baby Food Protection Act

**英文名：** Virginia Baby Food Protection Act (heavy metal testing & disclosure)

**基本情報：** 2歳未満向けベビーフードに含まれ得る有害重金属について、メーカーに定期検査と結果の公表を求め、基準超過品の販売を制限するバージニア州法。

**所管：** VDACS (バージニア州農業・消費者サービス局)

**運用開始日：** 2026年1月1日

**主な対象：** 2歳未満向けとして販売されるベビーフード

**実務上のインパクト：**

- メーカーに月次の重金属検査と、Web / ラベルコード等での情報公開を要求
- FDAが設定する限度超過品は州内で販売できない枠組み

**推奨対応策：**

- 自社製品が州法上の「baby food」に該当するか確認
- 検査計画（頻度・分析対象・ラボ）と公開手段（Web/QR等）を整備
- 州内在庫の移行措置（既存在庫）や販売停止判断の基準を整備

## 11. カリフォルニア州: AB 1830

**英文名：** AB 1830 (Folic acid fortification for corn masa flour / wet corn masa)

**基本情報：** corn masa flour 等の葉酸強化を促進するため、対象製品の強化基準や表示等を定めるカリフォルニア州法（CAで流通する製品に適用）。

**所管：** CDPH (カリフォルニア州公衆衛生局)

**運用開始日：** 2026年1月1日

**主な対象：** corn masa flour / wet corn masa products (製造・販売・流通・原料として使用されるもの)

実務上のインパクト：

- CAで流通する対象製品は、所定量の葉酸強化（corn masa flour: 0.7mg/lb、wet corn masa: 0.4mg/lb）および栄養成分表示（folic acidの表示）等への適合が必要
- 州外製造品でも、CAでの販売・流通があれば影響

推奨対応策：

- 対象原料・製品の有無（CA向けSKU）を棚卸
- 配合設計（葉酸添加量）と栄養成分表示等を更新
- 例外 / 適用除外の有無を確認し、販売先へ周知

## 12. カリフォルニア州 : SB 1053

**英文名：** SB 1053 Carryout Bag Requirements (CalRecycle guidance)

**基本情報：** 対象小売店でのレジ袋提供に関し、プラスチック袋を禁止し、リサイクル紙袋等に限定するなどの要件を強化するカリフォルニア州法。

**所管：** CalRecycle (カリフォルニア州リサイクル局)

**運用開始日：** 2026年1月1日

**主な対象：** 対象店舗（食料品店・薬局併設小売等）での carryout bag 配布

**実務上のインパクト：**

- 対象店舗は、原則としてレジで提供できるバッグが「recycled paper carryout bags」等に限定
- 最低課金（\$0.10）など、レジ運用・販促・包装資材に影響

**推奨対応策：**

- CAでの販売形態（店舗、提携小売）を把握し対象店舗該当性を確認
- 提供バッグ/同梱資材の仕様（材質・表示）を適合させる
- 無償提供の例外（WIC/EBT等）を含め店舗運用ルールを整備

## 13. 海洋哺乳類保護法 (MMPA) 輸入規制の最終判断

**英文名：** Japan – Final  
Comparability Finding Application Final  
Report (NMFS)

**基本情報：** MMPA 輸入規制に関し、  
日本の輸出・免除漁業が米国制度と  
「比較可能」であるとの NMFS 最終  
判断（最終報告書）を示す資料。

**所管：** NOAA (米国海洋大気庁) /  
NMFS (米国海洋漁業局)

**運用開始日：** 2025年8月 (最終報告)、  
2026年1月1日 (輸入規制運用開始)

**主な対象：** 日本の exempt / export  
fisheries (漁業) 由来の魚・魚製品

実務上のインパクト：

- NMFSは、日本の exempt/export fisheries が全て米国規制と同等 (comparable) と判断
- 比較可能性不認定 (denial) を理由とする輸入禁止の対象とはならない

推奨対応策：

- 輸出品について、漁獲国 (日本) ・ 漁業情報 (LOFF) ・ 品目コード等を米側輸入者と共有
- 引き続き、国内規制の遵守状況 (混獲回避・監視等) を説明可能な形で整理
- NOAA 側の判断更新に備え、最新情報を定期確認

## 14. FSMA 204 Food Traceability Rule (執行時期の変更)

**英文名：** FSMA Final Rule on Additional Traceability Records for Certain Foods (Food Traceability Rule)

**基本情報：** 食品トレーサビリティ対象食品に追加記録を求める FSMA 規則について、FDA が執行開始時期を実質的に後ろ倒しする方針（不執行期間）を明示。

**所管：** FDA

**運用開始日：** FDAは、2028年7月20日以前は執行しない旨を公表（当初コンプライアンス日：2026年1月20日）

**主な対象：** Food Traceability List掲載食品等（KDE/CTE・記録保持）

**実務上のインパクト：**

- 法令本文の内容は維持されたまま、執行・適用のタイムラインが後ろ倒し
- ただし、バイヤー要請や監査要求により前倒し対応が必要になる場合あり

**推奨対応策：**

- 対象品目（FTL）と自社工程（CTE）の棚卸は継続
- KDE 取得・記録保持の設計（EDI/GS1等）を段階導入
- 契約条項（納入条件・監査）を優先してギャップを解消

## 15. 2025年11月の60日通知 内訳

食品カテゴリー	数	化学物質
各種加工食品・スナック類:クラッカー、ポテトチップス、ドライフルーツ、スープ等	95	カドミウム、鉛、鉛化合物
栄養補助食品:アシュワガンダ粉末、プロテインパウダー、モリンガ粉末等	77	鉛、鉛化合物
魚介類: カニ、干しアンチョビ、エビ、燻製サバ、イワシ、マグロ等	47	カドミウム、カドミウム化合物、鉛、鉛化合物、水銀、PFOA
スパイス、ソース、お茶:トマトソース、カレー、チャイ等	14	鉛、鉛化合物
ひまわり製品: 種子および種子バター等	8	カドミウム、鉛
プロテインパウダー	3	カドミウム、鉛、鉛化合物、水銀、水銀か鉱物、PFOA
大麻プリロール (Pre-rolls)	1	デルタ-9-テトラヒドロカンナビノール

## 16. 2025年12月の60日通知 内訳

食品カテゴリー	数	化学物質
栄養補助食品: プロテインパウダー、プレワークアウトサプリメント、プロテインシェイク等	70	鉛、鉛化合物、PFNA、PFOS、PFOA
各種加工食品・スナック類: ポテトチップス、シリアル、グラノーラ、アーモンド等	59	カドミウム、鉛、鉛化合物
魚介類: マグロ、エビ、ロブスターの春巻き、イワシ等	30	カドミウム、カドミウム化合物、鉛、水銀、PFOS、PFOA、BPA
果物と野菜: コールスロー、トマト、ブロッコリー等	14	カドミウム、鉛、鉛化合物
麺類、パスタ、穀物: マカロニ、スパゲッティ、チーズトルテリーニ等	7	鉛、カドミウム
大麻製品: チェリーライムエード、パイ、ブラント等	4	デルタ-9-テトラヒドロカンナビノール
スパイス、ソース、お茶: 抹茶パウダーとターメリックパウダー等	2	鉛、鉛化合物
エナジードリンク	1	BPA

## 参考資料・公式リンク

USDA/FSIS: <https://www.federalregister.gov/documents/2024/03/18/2024-05479/voluntary-labeling-of-fsis-regulated-products-with-us-origin-claims>

NOAA/NMFS: <https://www.fisheries.noaa.gov/foreign/marine-mammal-protection/marine-mammal-protection-act-import-provisions>

NOAA/NMFS: <https://www.fisheries.noaa.gov/foreign/marine-mammal-protection/seafood-import-prohibitions-under-marine-mammal-protection-act>

NOAA/NMFS: <https://www.fisheries.noaa.gov/s3/2025-08/Japan-final-2025-508.pdf>

USDA/APHIS: <https://www.aphis.usda.gov/news/program-update/reminder-suspension-ism-15-hyphen-requirement-ends-december-31-2025>

USDA/APHIS: <https://www.aphis.usda.gov/plant-imports/file-lacey-act-declaration>

EPA: <https://www.federalregister.gov/documents/2026/01/14/2026-00545/permethrin-pesticide-tolerances>

EPA: <https://www.federalregister.gov/documents/2026/01/14/2026-00628/pyriofenone-pesticide-tolerances>

EPA: <https://www.federalregister.gov/documents/2026/01/30/2026-01902/chlorate-exemption-from-the-requirement-of-a-pesticide-tolerance>

EPA: <https://www.federalregister.gov/documents/2026/01/30/2026-01901/pdhp-68949-exemption-from-the-requirement-of-a-tolerance>

FDA: <https://www.fda.gov/food/food-safety-modernization-act-fsma/fsma-final-rule-requirements-additional-traceability-records-certain-foods>

Virginia Baby Food Protection Act: <https://law.lis.virginia.gov/vacode/title3.2/chapter51/section3.2-5125.1/>

California AB 1830:

<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/FDBPrograms/FoodSafetyProgram/AB1830FAQ.aspx>

California SB 1053: <https://calrecycle.ca.gov/plastics/bagrequirements/>

CA DOJ | 60-Day Notice Search: <https://oag.ca.gov/prop65/60-day-notice-search>

CA DOJ | Regulations (Settlement Guidelines): <https://oag.ca.gov/prop65/regulations>

## 免責 (Disclaimer)

- 本資料は、2026年1月末時点で入手可能な公的情報および当方による現地調査に基づき、一般的な情報提供を目的として作成したものであり、特定の事案に関する法律意見または法的助言を構成するものではありません。
- 本資料に含まれる情報について、当方はその正確性、完全性または最新性を保証しません。米国の連邦法、州法、行政規則、ガイダンスその他関連制度は、予告なく改正・変更される場合があります。
- 本資料に基づく判断または行為に起因して生じたいかなる結果についても、K&L Gates LLPおよび執筆者は責任を負いません。実務上の対応または政策判断にあたっては、必ず関係省庁・規制当局の最新情報を確認の上、必要に応じて専門家にご相談ください。
- また、本資料の全部または一部を、当方の事前の書面による承諾なく、複製、転載または再配布することはできません。
- 必要に応じて、英語による公式規則・ガイダンス等の原文を参照してください。本資料と原文の内容に齟齬がある場合には、原文が優先します。

K&L GATES